

食品衛生法 厚生省告示第370号に規定する「食品製造用水」

食品，添加物等の規格基準（昭和34年厚告第370号）の第1食品B食品一般の製造，加工及び調理基準（平成26年厚告第482号による改正）

水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道，同条第6項に規定する専用水道若しくは同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水又は次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合する水をいう。

	第1欄(検査項目)	第2欄(基準)	単価料金(税別)	必要量(mL)
1	一般細菌	100以下/ml	3,500	100
2	大腸菌群	検出されない	5,000	
3	カドミウム	0.01 mg/L以下	11,000	300☆
4	水銀	0.0005 mg/L以下	11,000	100
5	鉛	0.1 mg/L以下	11,000	300☆
6	ヒ素	0.05 mg/L以下	11,000	300☆
7	六価クロム	0.05 mg/L以下	11,000	300☆
8	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg/L以下	30,000	200★
9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	6,000	
10	フッ素	0.8 mg/L以下	11,000	
11	有機リン	0.1 mg/L以下	11,000	1000
12	亜鉛	1.0 mg/L以下	11,000	300☆
13	鉄	0.3 mg/L以下	11,000	
14	銅	1.0 mg/L以下	11,000	
15	マンガン	0.3 mg/L以下	11,000	
16	塩素イオン	200 mg/L以下	4,000	200★
17	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	6,000	200
18	蒸発残留物	500 mg/L以下	4,500	500
19	陰イオン界面活性剤	0.5 mg/L以下	25,000	200
20	フェノール類	フェノールとして0.005 mg/L以下	30,000	1000
21	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10 mg/L以下	5,500	200
22	pH値	5.8以上8.6以下	3,500	200
23	味	異常でない	2,500	200
24	臭気	異常でない	2,500	200
25	色度	5度以下	2,500	200
26	濁度	2度以下	2,500	

(☆ 8項目共通で 300mL)

全項目(26項目) 一括依頼 ¥93,800-, サンプル量 6L以上(最低5L)

(★ 4項目共通で 200mL)